

学校法人光星学院の2体育館 災害時一時避難所に 市が初の協定締結

八戸

八戸市は、震度6以上の地震発生時や、本県沿岸に大津波警報が発令された際の一時避難所として、八戸学院光星高校体育館(八戸市湊高台6丁目)と八戸学院大学総合体育館(同市美保野)を使用する。14日、両施設を所有する学校法人



協定書に調印し、握手を交わす小林市長と法官理事長

光星学院(法官新一理事長)と市が、使用に関する協定を締結した。災害対策基本法に基づき指定される既存の「指定避難所」では収容しきれない避難者を補完的に受け入れる。市が一時避難所の使用に関する協定を結ぶのは初めて。今後は使用可能施設の増加に向け、他の私立学校や民間施設などにも協力を呼び掛ける。市は現在、小中学校や公民館、集会施設、県立学校など130カ所を指定避難

所に指定している。最大クラスの津波発生時にはこのうち31カ所が浸水、残る99カ所の収容人員は約5万3600人。避難対象者はこれより約2万5千人多い約7万8500人と見込まれる。収容可能人員は八学光星が378人、八戸学院大が448人。開設期間は災害発生時からおおむね7日間以内。14日、協定書にサインした小林眞市長は「防災対策の強化や、地域の安全・安心の確立という点で意義深い。今後も災害に強いまちづくりを推進する」とあいさつ。1961年の白銀大火で自宅が全焼した経験を持つ法官理事長は「学生が被災してお世話になっているし、自分も被災の経験がある。大きな災害の時に少しでも役立てることをうれしく思う」と語った。(岡田圭逸)